

はばたけ未来へ、 みんなのおもい !!

2010

9



人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- 10月から乳幼児マル福が拡大・拡充されます … 2
- 国民健康保険で…こんな給付が受けられます … 3
- 消化器検診の募集・住民健診の追加募集 … 6
- 『障害者の雇用支援』 … 8
- まい・あみ・まつり写真集 … 10
- 屋外広告物の表示には許可が必要です! … 12

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

医療福祉

小学校6年生まで

乳幼児マル福

小児マル福

10月から

乳幼児マル福が 拡大・拡充されます

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (134・135)

10月から、県の乳幼児医療福祉費助成制度(マル福)が『小児医療福祉費助成制度』に変わり、対象者を小学校3年生までに拡大します。この時期に合わせ町では、小児医療福祉費助成制度の対象者を小学校6年生まで拡大し、所得制限を設けずに助成します。さらに、マル福の自己負担金の助成についても拡充します。

■制度改正内容

▼対象者については、『未就学児まで』を『小学校6年生まで』に拡大します

▼外来自己負担金の助成の対象者については、『3歳未満児まで』を『小学校6年生まで』に拡大します

▼入院自己負担金の助成を新たに始めます。対象者は0歳児から小学校6年生までです

右記の改正に伴い手続きが必要となりますので、対象者には8月下旬に別途通知を郵送しています。手続きについては郵送された通知をご確認ください。

■小児医療福祉費助成制度(マル福)について

小児医療福祉費助成制度とは、町に住所があり、各種健康保険に加入している0歳から小学校6年生の人に対し、保険診療となる医療費(柔道整復師等による健康保険適用の施術も含む)を助成する制度です。

■医療費の自己負担制度

医療機関の窓口でいったん自己負担金を支払い、後日、町から助成を受けることになります。

県内の医療機関等では、健康保険証と医療福祉費受給者証を提示することで、窓口での自己負担は左記の通りになります。

▼外来診療の場合…ひとつの医療機関につき1日600円、月2回を限度に自己負担となります。なお、保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません

▼入院の場合…1日3000円、月30000円を限度に自己負担となります。入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります

●町からの助成

外来および入院自己負担金は町が助成します。3か月に一度、指定口座に振り込みます。

※外来自己負担金が6000円未満の場合には町で受診状況が把握できないため、国保年金課窓口で外来自己負担金支給申請書の提出が必要になります——持参するもの…▼医療機関等が発行する領収書(コピー不可。受診者名・保険点数の記載のあるもの)▼医療福祉費受給者証▼健康保険証▼印鑑

■県外の医療機関等にかかる場合は…

医療福祉費受給者証は県外での診療には使用できません。県外で診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日、口座に振り込みます。

▼持参するもの…▼医療機関等の発行する領収書(コピー不可。受診者名・保険点数の記載のあるもの)▼医療福祉費受給者証▼健康保険証▼印鑑

※健康保険組合等からの療養費給付証明書や支給決定通知書などが必要になる場合があります

■小児マル福の申請と届出

国保年金課窓口へ、▼健康保険証▼印鑑▼保護者の金融機関の口座番号のわかるもの▼0歳〜小学校3年生までの人のみ、転入等により町で所得が確認できない人は、両親それぞれの所得のわかる証明書(住民税課税証明書等)——を持参し、申請をしてください。0歳〜小学校3年生の人は年に1回、誕生日月に更新があります。また、小学校3年生修了時にも更新があります。

※加入している健康保険証や振込口座などの届出内容が変更になったときは、そのつど変更の届出が必要になります



国民健康保険で・・・

こんな給付が 受けられます

国保税 納めて安心 わが家の健康

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎ 888-1111 (131 ~ 133)

出産育児一時金

国保の被保険者が出産したときに支給されます。妊娠12週以降であれば、死産・流産でも支給されます。

支給額

原則42万円となります。ただし、産科医療保障制度(※1)加入医療機関以外での出産の場合は39万円です。

※1 産科医療保障制度…分娩に関連して脳性まひとなった子・家族の経済的負担を補償する制度。詳しくは出産予定の医療機関へお問い合わせください

◆ ◆ ◆

直接支払制度

出産育児一時金が原則として町国保から医療機関等に直接支払われる制度です。利用される人は、出産予定の医療機関等でご確認ください(役場では直接支払制度の申請ができません)。

● 出産費用が42万円(※2)を超えた場合の差額は、退院時に医療機関等へお支払いください

● 出産費用が42万円(※2)未済の場合の差額は、出

産後に町国保へ請求してください(1)医療機関等から交付される領収・明細書(2)印鑑(3)世帯主の口座がわかるもの(―)を持参)

● 直接支払制度を希望されない場合は、出産後に町国保へ請求してください(右記)

①③、医療機関等で交付される直接支払制度を利用しなかった証明書等を持参)

※2 産科医療保障制度加入医療機関以外での出産の場合は39万円

葬祭費

国保の被保険者が亡くなったとき、その葬祭を行った人に支給されます。

● 支給額…5万円
● 申請に必要なもの…亡くな

● 入院時の食事に係る標準負担額 (1食あたり)

一般 (下記以外の人)	260円	
住民税非課税世帯および低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院(過去12か月の入院日数) ※3	160円
低所得者Ⅰ	100円	

▼低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人(低所得者Ⅰ以外の人)

▼低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する人

※3 90日を超えた時点でも申請が必要となります

入院時の食事代

国保の被保険者が入院中の

訪問看護療養費

居宅で医療を受ける必要があると医師が認めた人が、訪問看護ステーションなどを利用したときは、費用の一部を支払うだけで、残りは国保が負担します。

られた人の保険証・喪主の金融機関口座番号の分かるもの・会葬礼状など(喪主を確認するため)・印鑑

とき、一食の食事にかかる費用の一部(左表の入院時の食事に係る標準負担額)を負担するだけで、残りを入院時食事療養費として国保が負担します。

● 1日の標準負担額は、3食に相当する額が限度となります

● 住民税非課税世帯の人は『限度額適用・標準負担額減額認定証』または『標準負担額減額認定証』が必要です。国保年金課窓口に申請してください

● 入院時の食事は高額療養費の支給対象外です

特別障害給付金



国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金等を受給していない人に支給されます



国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136・137)

日 本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが必要となりますが、以前は専業主婦や学生は任意加入の時期がありました。任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の人を対象とした『特別障害給付金』の制度があります。

■対象者

▼平成3年3月以前に国民年金任意加入対象だった学生
▼昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象だった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者——のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた日）があり、現在障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する人（ただし、65歳になる日の前日までに当該障害状態に該当した人に限る）。なお、障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金——などを受給することができない人は対象になりません。また、給付金を受けるためには日本年金機構の認定が必要です

■支給額（月額）

▼1級に該当する人…50000円
▼2級に該当する人…40000円
※物価指数の変動に連動して毎年度見直されます
※本人の所得によっては、支給が全額または半額、制限される場合があります
※老齢年金・遺族年金・労災保障等を受給されている場合には、その支給額相当は支給されません。また、経過的祝福手当を受給されている人は、当該手当の支給資格は喪失します
※給付金は、認定を受けた後請求月の翌月分から支給されます
※支払いは、年6回（2・4・6・8・10・12月）です。前月までの分をお受け取りいただくこととなります（初回支払いなど特別な場

■請求手続

●窓口…役場1階国保年金課。なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、日本年金機構で行います
●請求について…▼請求を受け付けた月の翌月分から支給は、奇数月に支払いが行われる場合もあります

給が開始されますので、請求は早めにお願ひします▼原則として65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります

詳しくは国保年金課または土浦年金事務所（☎824-7121）まで

土浦年金事務所から

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ

■追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。追納のお申し込みはお近くの年金事務所までお願いします。

■9月の休日開庁日

9月11日(土)午前9時30分～午後4時

■問い合わせ

土浦年金事務所 ☎ 824-7121



消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 22年度・第2回



9月は高齢者向け悪質商法・振り込め詐欺被害防止キャンペーン月間です

9月は県内全域で高齢者の悪質商法や振り込め詐欺の被害を防ぐために啓発活動を実施しています。高齢者は健康や財産、住まいなどに不安を感じていることが多く、悪質な業者はこのような高齢者を狙い、さまざまな手口で言葉巧みに近づき、必要のない商品やサービスの契約を迫ってきます。被害にあわないためにも、高齢者を狙う手口を知っておくことが重要です。

● 高齢者を狙う悪質商法

▼ 点検商法

(事例)

突然業者が訪ねてきて、「瓦が割れている」「このままでは危ない」などと言われ、不安になって点検してもらったところ、工事をすすめられ高額な工事の契約をしてしまった。

(悪質業者の手口)

『点検商法』の業者は、訪問してきて屋根等を点検し、「すぐ修理しないといけない」「雨漏りして家がだめになる」などと不安をあおって契約させ、すぐに工事を始める。

(被害防止策)

- その1 知らない人が来たら、絶対に家の中には入れない！
- その2 妙に親しげな言葉やうまい話は要注意！
- その3 必要のないモノは契約しない！



● 振り込め詐欺

振り込め詐欺とは、相手をだましてお金を振り込ませるもので、つぎの4つの種類があります。

① オレオレ詐欺 *信じるな オレという名の ニセ息子*

息子を名乗る男から、会社の金を使い込み返さないとクビになると泣きつかれ、あわてて振り込む。

② 架空請求 *気をつけよう 知らぬ請求 知らぬ声*

訴訟を起こされているというハガキや封書が届き、身に覚えがないため問い合わせ先に電話をすると、訴訟を取下げにはお金が必要だと言われて振り込む。

③ 融資保証金詐欺 *保証金 出す金あるなら 借りないで*

「低金利で融資します」と広告やダイレクトメールが届き、申し込むと『保証金』や『登録料』などの名目で現金を振り込ませて、実際には融資してもらえない。

④ 還付金詐欺 *還付金 ATMは 使いません*

税務署や役所を名乗って「還付金がある」と連絡があり、ATM(自動預払機)で手続きをすれば還付すると言われ、ATMに行き指示通りに操作すると、逆にお金を振り込んでしまう。

※県高齢者見守りハンドブックより川柳引用

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871 (ファクシミリ兼用 / 月～金曜日の午前9時～午後4時) ▼商工観光課 ☎ 888-1111 (171)

● 消化器検診の募集

● 住民健診の追加募集

を行います



消化器検診の募集

下記の日程で消化器検診を実施します。早期発見・早期治療につなげるために、定期的に検診を受けましょう。なお、今年度人間ドックや総合健診、住民健診で受診される検診項目についてはお申し込みできませんのでご注意ください。

※対象年齢は平成23年3月31日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
腹部超音波検診	40～69歳	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の超音波検査	1,000円
胃がん検診	40歳以上	胃レントゲン検査（バリウム検査）	1,100円
大腸がん検診	40歳以上	免疫便潜血検査（検便）	600円

■ 検診日程

※希望者多数の場合、ご希望にそえない場合がありますのでご了承ください

期 日	受付時間（各日）	場 所
10月25日(月)	①午前7時～7時45分	総合保健福祉会館『さわやかセンター』
10月26日(火)	②午前8時～8時45分	
10月27日(水)	③午前9時～9時45分	
10月28日(木)	④午前10時～10時45分	

■ 申込期間 9月27日(月)まで（必着）

■ 申込方法

事前申し込みが必要です。右記1～7をご記入の上、はがきまたは封書にて下記までお申し込みください。また、総合保健福祉会館の窓口でもお申し込みできます。

▶ 申込先 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課健康推進係（総合保健福祉会館内）

※お申し込みされた人には10月中旬までに、案内通知と問診票を郵送いたします。

▼記入内容（コピーしてお使いいただけます）

1. 住所	阿見町
2. 氏名	
3. 生年月日（年齢）	明・大・昭 年 月 日（ 歳）
4. 電話番号	
5. 希望の検診項目	希望する項目に○をつけてください 腹部超音波・胃がん・大腸がん
6. 希望日	10月 日 ・ いつでも可
7. 希望時間	午前 時～ 時45分

■ 医療機関検診

集団検診の日程で都合がつかない人、個別での検診を希望される人には、医療機関検診の受診券を発行しています。なお、集団検診とは自己負担額が異なりますので、ご注意ください。

※対象年齢は平成23年3月31日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
腹部超音波検診	40～69歳	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の検査	2,400円
胃がん検診	40歳以上	胃レントゲン検査（バリウム検査）	3,100円
大腸がん検診	40歳以上	免疫便潜血検査（検便）	300円

▶ 申込方法 健康づくり課（総合保健福祉会館内）に直接来館してお申し込みください

▶ 医療機関 霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター（東京医科大学茨城医療センター敷地内）

▶ 受付期間 平成23年2月28日まで

▶ 受診可能な期間 発行日から2か月 ※最終受診日は平成23年2月28日まで

住民健診（追加募集）

総合健診・住民健診をお申し込みされていない人を対象に、住民健診の追加募集を行います。6月に募集した日程（6月15日締切）のうち、下記3日間の日程で定員に余裕があるため、追加募集を行います。なお、今年度ドックや町の集団健診・医療機関健診をすでにお申し込みの人は、今回のお申し込みはできません（ドックなどで受診しない健診項目はお申し込みできます。詳細はお問い合わせください）。

※対象年齢は平成23年3月31日までの到達年齢（後期高齢者健診は除く）

健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
① 特定健診 （阿見町国保）	40～74歳	問診・身体計測・血圧測定・脂質検査・尿検査・肝機能検査・血糖検査・貧血検査・眼底検査・心電図検査	1,300円
	※65歳～74歳で後期高齢者保険証をお持ちの人は『②後期高齢者健診』にお申し込みください		
① 特定健診 （町国保以外）	※町の健診会場で受診できない場合がありますので、受診方法や受診会場は必ず保険者（全国健康保険協会・〇〇健康保険組合・〇〇共済組合などの保険証の発行元）にご確認ください		
② 後期高齢者健診	75歳の誕生日以降	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ※高血圧や糖尿病等で受診中の人は、医師にご相談のうえ受診してください ※オプションとして貧血検査・眼底検査・心電図検査の3項目セット検診を希望される人は自己負担1,300円で追加できます。健診当日にお申し込みください	無料
③ 胸部レントゲン検診	40歳以上	胸部レントゲン検査	300円
④ 大腸がん検診	40歳以上	免疫便潜血検査（検便）	600円
⑤ 前立腺がん検診	50～64歳	血液検査 ※男性のみ受診可（昭和21年4月1日～昭和36年3月31日生まれ）	700円
⑥ 喀痰検査	40歳以上の該当者	喀痰の細胞診 ※喫煙年数×1日の本数＝600以上の人のみ受診可	800円
⑦ 肝炎ウイルス検査	40歳以上の該当者	血液検査：B型・C型肝炎ウイルス検査 ※過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない人のみ受診可	800円
⑧ 成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・脂質検査・肝機能検査・血糖検査・貧血検査	1,000円

※対象年齢が65歳以上の人は、上記健診と同時に生活機能評価を受診できます。生活機能評価とは、運動や栄養・口くう機能などの生活機能の低下の恐れのある人を早期に発見するための健診です。詳細は社会福祉課までお問い合わせください

■ 健診日程 ※ご希望の日時が希望者多数の場合は、希望にそえない場合がありますのでご了承ください

期 日	受付時間（各日）	場 所
12月3日（金）	午後のみ 午後1時30分～3時30分	総合保健福祉会館『さわやかセンター』
12月6日（月）		
12月7日（火）		

■ 申込期間 9月27日（月）まで（必着）

■ 申込方法

事前申し込みが必要です。右記1～7をご記入の上、はがきまたは封書にて下記までお申し込みください。また、総合保健福祉会館の窓口でもお申し込みできます。

▶ 申込先 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課健康推進係（総合保健福祉会館内）

※お申し込みされた人には10月中旬までに、案内通知と受診券を郵送いたします

■ 医療機関健診

集団健診の日程で都合がつかない人、個別での健診を希望される人には医療機関健診の受診券を発行しています。詳細は健康づくり課までお問い合わせください。

▼ 記入内容（コピーしてお使いいただけます）

1. 住所	阿見町
2. 氏名	
3. 生年月日（年齢）	明・大・昭・平 年 月 日（ 歳）
4. 電話番号	
5. 希望の健診	番号は上表参照（○をつけてください） ① ・ ② ・ ③ ・ ④ ・ ⑤ ・ ⑥ ・ ⑦ ・ ⑧
6. 保険の種類	阿見町国保 ・ 町国保以外
7. 希望日	月 日 ・ いつでも可

『障害者の 雇用支援』



障害福祉に関する心配・悩み事などは、お気軽にご相談を！

なぜ障害者の就労なのか

それぞれの人がその適性と能力に応じた職業に就き、その職業に生きがいを感じ充実した毎日を過ごせることはどんなに素晴らしいことでしょうか。障害のある人も障害にない人たちと同じように生活し、活動できる社会をつくり、「完全参加と平等」の理念を実現することは、極めて重要な課題です。もし働く意欲と能力を持ちながら障害があるというだけで雇用されないとするならば、それは大変残念なことであり、あってはならないことです。

働くことが困難な状況とは、働くことによって得られるはずの何か、すなわち物質的ならびに非物質的「財」が享受しにくいことを意味しています。働くことは生活の糧を得ることにとどまらないさまざまな意義を見いだすことができます。就労困難であることは、収入の面ばかりではなく、所属意識・生活のリズムの構築・仲間との関係・アイデンティティの確立—など、人が生きていくうえで必要な各種の「財」を享受することが難しい状態であることを意味しています。

人は、障害のあるなしにかかわらず、自らの生活を主体的に選択し、住み慣れた地域や家庭の中でいきいきと安心して暮らせる社会が本来あるべき姿です。

その姿を実現するために労働と福祉が両輪となって進め、「財」を得られるよう次のとおりご案内します。

障害者の雇用支援について

障害者が就職を目指すとき、各種相談機関・訓練・制度がご利用いただけます。

●就職に向けての相談

働きたいが、何から始めればいいのかわからないので相談したい…

就職に向けて、受けられる支援制度や支援機関を知りたい…

〔就労に関する相談支援〕

ニーズや課題に応じて相談に応じます。

●障害者就業・生活支援センターかすみ

土浦市真鍋新町 1-14 ☎ 827-1104

●町障害福祉課（総合保健福祉会館内）

阿見町阿見 4671-1 ☎ 888-2943

●就職に向けての準備・訓練

就職に向けての訓練を受けたい…

〔就労移行支援・就労継続支援〕

一般就労に向けて、事業所内での作業や企業における実習、適正に合った職場探し、就職後の職場定着のための支援を行います。

町内で就労移行支援・就労継続支援を取り扱う事業所

●社会福祉法人あすなろ会 AMI 福祉工場

阿見町福田 84-3 ☎ 889-2138

●社会福祉法人恵和会 恵和社会復帰センター

阿見町若栗 2585-1 ☎ 887-9833

●社会福祉法人若草会 若草園

阿見町阿見 5445-5 ☎ 888-1883

〔茨城障害者職業センターにおける職業準備支援〕

作業支援・職業準備講習カリキュラム・精神障害者自立支援カリキュラムを通して、基本的な労働習慣の習得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援します。

●茨城障害者職業センター

笠間市鯉淵 6528-66 ☎ 0296-77-7373

●就職活動、雇用前・定着支援

すぐに就職活動を始めたい…

職場に適応できるか不安なので、支援を受けながら就職したい…

職場での悩みや日常生活面での相談をしたい…

〔求職登録・職業紹介〕

ハローワークでは、求職者の能力等と職務の要件とを照合して職業紹介を行います。障害者枠の職業紹介もあります。

●土浦公共職業安定所（ハローワーク土浦）

土浦市真鍋 1-18-19 ☎ 822-5124

〔障害者試行雇用（トライアル雇用）事業〕

事業主と有期雇用契約を締結し、3か月の試用雇用を行います。就職に対する不安を軽減し、事業主との相互の理解を深め、その後の常用就労を目指します。

●土浦公共職業安定所（ハローワーク土浦）

土浦市真鍋 1-18-19 ☎ 822-5124

〔職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業〕

雇用の前後を通し、事業所にジョブコーチ（援助者）を派遣し、障害者や事業主に対して、障害特性を踏まえた直接的・専門的な支援をします。

●茨城障害者職業センター

笠間市鯉淵 6528-66 ☎ 0296-77-7373

〔就業面と生活面での一体的な支援〕

窓口での相談や職場訪問等により、就業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行います。

●障害者就業・生活支援センターかすみ

土浦市真鍋新町 1-14 ☎ 827-1104

障害者雇用率制度と障害者雇用納付金制度

●障害者雇用率制度

事業主が雇用する常用労働者の数の一定割合（法定雇用率）に見合う数の身体障害者または知的障害者を雇用することを事業主に義務付けている制度（精神障害者は雇用義務対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳所持者は算定対象に加えることができます。）です。

一般の民間企業 1.8%（常用雇用労働者数 56 人に対し障害者 1 人）

国または地方公共団体 2.1%（常勤職員 48 人に対し障害者 1 人）

●障害者雇用納付金制度

障害者雇用納付金制度は、雇用障害者数が法定雇用率（1.8%）に満たない事業主から、その雇用する障害者数が 1 人不足するごとに 1 月当たり 5 万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金（超過 1 人につき 1 月当たり 2 万 7 千円）や助成金を支給する仕組みです。

◎障害者就職面接会

就職したい障害のある人、障害のある人を採用したい事業主へ。次のとおり就職面接会が開催されますので、ぜひ参加ください。なお参加する場合事前にハローワークへの申込みが必要です。

▼日時 10月8日（金）午後1時～3時30分

▼場所 ホテルマロウド筑波

▼問い合わせ ハローワーク土浦 ☎ 822-5124

■問い合わせ

障害福祉課（総合保健福祉会館内）

☎ 888-2943



ポスター表彰・飯野友美瑛さん(吉原小)



友好都市から



▲芸づくし

●メインステージ



▲まい・あみジュニアパフォーマンス



▲まい・あみダンスフェスティバル



▲阿見づくし

●応募写真



▲天装戦隊ゴセイジャー



▲▼写真提供・箱田隆一さん



▲陸上自衛隊武器学校『常陸陣太鼓』



はばたけ未来へ、 みんなのおもい!!

● 2010
オーディション
まい・あみアンバサダー



▲今年度のまい・あみアンバサダーに選ばれたのは、写真左から宇佐美悠里さん、大塚慧子さん、栗山由莉奈さん



まい・あみ・まつり2010



▲竹あかりイルミネーション



▲爆笑ものまね三銃士



▲尾田美由紀歌謡ショー

● 8月8日(日)、午後3時から約1時間、爆笑ものまね三銃士のコージ・富田さんとノブ&フッキーさん、演歌歌手の尾田美由紀さんが、特別養護老人ホーム阿見翔裕園において、まい・あみ・まつりの会場に来ることができない施設の入所者の人たちのために、チャリティコンサートを行いました。



● 8月8日(日)、午前7時30分から約1時間、阿見中学校・朝日中学校の生徒・先生約120人の皆さん(写真)が、まつり会場および周辺のごみ拾いをしてくださいました。ご協力ありがとうございました。



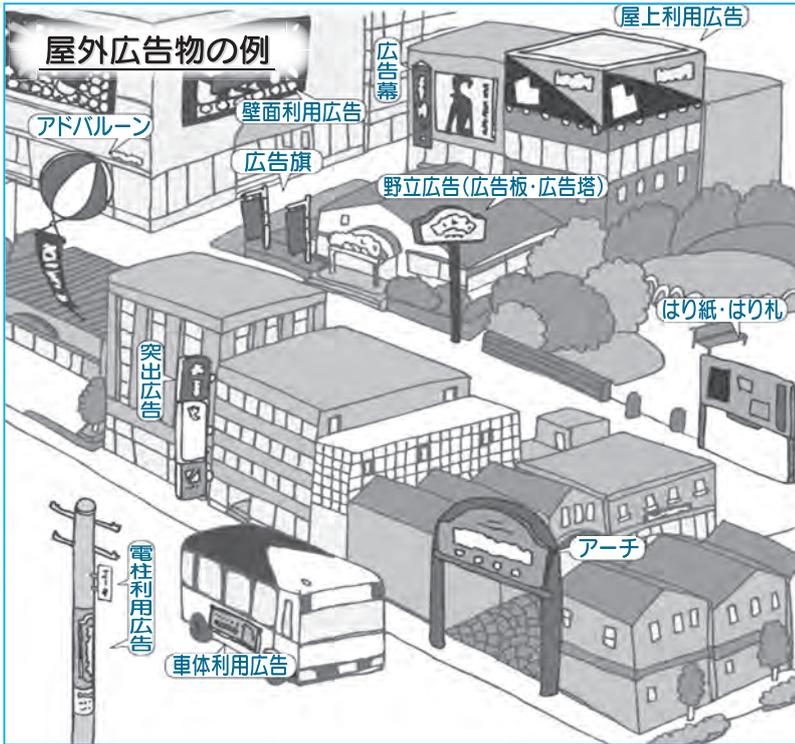
盆踊り表彰

- **最優秀賞**
おどり連
- **優秀賞**
天翔如人
- **チームワーク賞**
富士団地/町国際交流協会
- **ユーモア賞**
中央東区・中央東地区会/社会福祉法人若草会
- **元気で賞**
鈴木区/有)メディカルアシストグループホームつくし
- **町長特別賞**
上長区

屋外広告物の表示には 許可が必要です！

～まちの良好な景観のために～

都市計画課都市計画係 ☎ 888-1111 (244・245)



屋外広告物とは？

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板などをいいます。
具体的には次のようなものがあります。

- ▼ 屋上利用広告
- ▼ 広告幕
- ▼ 野立広告（広告板・広告塔）
- ▼ 壁面利用広告
- ▼ 広告旗
- ▼ アドバルーン
- ▼ はり紙・はり札
- ▼ アーチ
- ▼ 突出広告
- ▼ 車体利用広告
- ▼ 電柱利用広告

屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物の許可手続

屋外広告物を表示するときには、景観に配慮するとともに公衆への危害を防止するため、原則として、表示しようとする日の30日前までに町長の許可が必要です。

また、広告物の表示内容を変更する場合にも許可が必要です。

- 許可申請に必要な書類
 - ▼ 許可申請書
 - ▼ 広告物の仕様書・設計図
 - ▼ 設置場所付近の見取図・カラー写真
 - ▼ 管理者の資格証明書等
 - ▼ 許可手数料
- そのほかの手続

屋外広告物の許可申請手続と合わせて他法令に基づき許可などが必要な場合があります。

 - ▼ 他人の土地・物件等に表示する場合…所有者や管理者などの同意
 - ▼ 工作物の高さが4mを超える場合…確認申請（建築基準法）
 - ▼ 道路に表示する場合…道路

- ▶ 占用許可（道路法）
- ▶ 農地に表示する場合…農地転用許可（農地法）
- など

許可期間

屋外広告物は、種類により許可期間が定められています。

- ▼ はり札、電柱巻立広告等…1年以内
- ▼ 広告板、広告塔、照明広告、電光ニュース・ビジュアルボード、近隣店舗等案内広告等…3年以内
- など

※屋外広告物の適正な表示の確保や広告物による事故防止のため、これらの広告物の表示には管理者を定めることが必要です（管理者になれる人：屋外広告業の登録を受けた人・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者など）

許可手数料

- ▼ 広告板…1枚につき3平方メートルごとに750円
- ▼ 照明広告…1基につき3平方メートルごとに800円
- ▼ 近隣店舗等案内広告…1枚につき2平方メートルごとに800円
- など

■屋外広告物の更新手続

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間が満了後も引き続き表示するためには、許可期間の2週間前までに更新手続きが必要です。

●更新許可申請に必要な書類

- ▼更新許可申請書
- ▼広告物自己点検書
- ▼広告物等のカラー写真(3か月以内に撮影したもの)
- ▼許可手数料

■屋外広告物に対する規制

県屋外広告物条例では、**1**良好な景観の形成**2**風致の維持**3**公衆に対する危害の防止——これらの目的から、屋外広告物に対して規制を行っています。

●禁止物件

次に掲げる物件には、原則として屋外広告物を表示することができません(はり紙・はり札・立看板などの表示を禁止)。

- ▼電柱
- ▼街灯柱
- ▼街路樹
- ▼信号機
- ▼道路標識
- ▼ガードレール
- ▼歩道橋
- ▼道路の分離帯
- ▼カーブミラー
- ▼パーキングメーター

- 1▼郵便ポスト
- ▼電話ボックス
- ▼道路の路面——など

●禁止地域

次に挙げる、美しい自然景観や良好な街並み・特に良好な景観の形成や風致の維持が必要な地域・屋外広告物を表示することが好ましくない場所などを禁止地域に定めています。

- ▼第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域
- ▼道路・鉄道などから展望できるとする地域で、敷地境界から一定の区域**1**首都圏中央連絡自動車道…500m以内

●東日本旅客鉄道

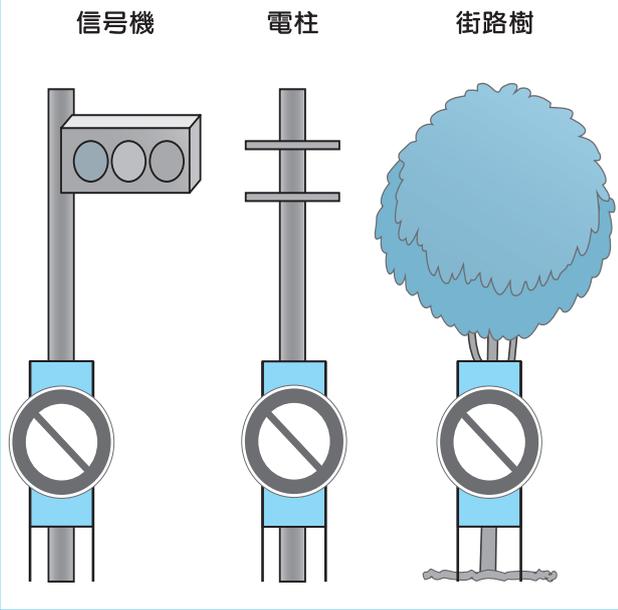
- 100m以内、国道125号…50m以内、県・町道…5m以内(ただし、第一種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域は禁止地域から除外、電柱利用広告は許可を受けて表示可)
- 3信号機または道路標識から半径10m以内の区域

●適用除外

私たちの社会生活を営む上で最小限必要な広告物などに

▼禁止物件の例

これらの物件に、はり紙や立看板などの屋外広告物を表示することは禁止されています。



については、規制のうち一定の事項を適用しないとする、『適用除外』を定めています。

- ▼自家広告物…自己の氏名・店名・事業内容などを、自己の住所・事業所・営業所などに表示する広告物で、広告物の合計面積が、禁止地域の場合5㎡以下、許可地域の場合10㎡以下のものは許可が不要
- ▼近隣店舗等案内広告…店舗等が主要な道路に面しておらず、案内広告の設置がやむを得ないと認められる広告物で、店舗から半径10km以内の範囲、かつ、信号および道路標識から5m以上離す等の基準を満たすものは、禁止地域でも許可を受けて表示が可能

■屋外広告業の適正な表示のために

■広告主・土地所有者などの責務

屋外広告物の広告主・土地の所有者には、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理に努めることが求められています。

■違反に対する措置・罰則

条例または規則に違反する屋外広告物(違反広告物)を表示すると、勧告公表・是正命令などの措置を受けます。

●簡易除却

違反広告物のうち簡易なもの(はり紙・はり札・立看板・広告旗)は、町が直接除却を行うことができます。

●罰則

- ▼登録を受けずに屋外広告業を営んだときなど…懲役刑(最高2年)または罰金刑(最高100万円)
- ▼禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき、違反に対する措置命令に従わなかったときなど…罰金刑(最高100万円)

許可申請書等は町ホームページからダウンロードできます。
▼ホームページ
<http://www.town.ami.ibaraki.jp/gyosei/application-down.htm>

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

まだ暑い日もありますが、夜になると虫の声もきこえるようになり、少しずつ秋の訪れを感じるようになりました。

今回は、『2・3歳の生活について』に関するQ & Aです。



歯みがきを嫌がるので困っています

2～3歳の年齢では、乳歯もほとんどの子どもが生えそろう、いろいろな種類の食べ物も食べるようになってきます。そして、口の中をきれいにしたり、虫歯のない健康な歯のためにも欠かせないのが歯みがきですね。

このころの年齢では、まだ自分できれいにみがくことは、なかなかできないと思いますが、自分で歯をみがくという習慣を身につけることは大切です。

歯みがきを嫌がるお子さんに対しては、大人が歯をみがく様子を見せたり、鏡の前でみがかせたりするとよいでしょう。その時に「○○ちゃん、じょうずだね。」「虫歯さんもいなくなっちゃうね。」「きれいな歯だね。」などの言葉をかけたりしながら楽しくみがけるといいですね。

仕上げみがきでは、大人が力を入れすぎたり、強くこすりすぎたりしないことが大切です。あとは、買い物に行った時にお子さんと一緒に歯ブラシ選びをすることによって、歯みがきに関心が持てるようになるかもしれませんね。



外で人に会ってもあいさつをしません。どうしたらできるようになるのでしょうか？

このころの年齢では、あまり会ったことのない人にあいさつすることは、はずかしがったり、戸惑ったりすることが多いかもしれませんね。

あいさつができないからといって「きちんとあいさつしなさい!」「どうしてできないの?」と頭ごなしに言われると、子どもは、あいさつをすることが嫌いになってしまうかもしれません。

あいさつの中には、目が覚めたら「おはよう」、食事の前には「いただきます」、食べ終わったら「ごちそうさま」などいろいろあります。

まずは、おうちの中で上手にできたことをほめるようにしてみるとよいでしょう。そうするとお子さんもあいさつの心地よさが少しずつわかり、自然とあいさつができるようになるでしょう。

「子どもは、親の後ろ姿をみて育つ」とよく言われますね。おうちの人があいさつをしている姿をみて、きっとお子さんもできるようになるでしょう。焦らずに見守っていいですね。



『あみまち紀行』

Vol.28

～秋風の中を歩こう～



まだまだ厳しい残暑が続きますが、皆さんはいかがが過ぎごしでしょうか？

さて、下記にご案内します『IBARAKIウォークフェスティバル』は今年で29回目を迎えます。

毎年、『関東ふれあいの道』の県内コースの一部を利用して実施されています。今年も、予科練平和記念館の開館に合わせて、阿見町を会場に開催されることになりました。

そこで、今月号では、10月に開催される『第29回IBARAKIウォークフェスティバル』についてご紹介します！

■ウォークフェスティバル in あみ



予科練平和記念館を出発し、『関東ふれあいの道』のコースの一部になっている、霞ヶ浦湖畔の『予科練ゆかりのみち』を進みます。途中の水神宮からは、霞ヶ浦越しに筑波山が望める見事な景観です。

昼食・休憩を南平台にある湖南公園で取り、午後は、国道125号バイパスを通過して、予科練平和記念館に戻るコースです。



国道125号バイパスは、コスモス街道と呼ばれ、秋には約3kmに渡ってコスモスが咲き誇ります。

日ごろの運動不足の解消をかねて、小さな秋を見つけに、ぜひ皆さん参加してみたいかがでしょうか。

第29回 IBARAKI ウォークフェスティバル参加者募集

県自然歩道利用促進協議会では、毎年10月の『全国自然歩道を歩こう月間』期間中に、首都圏自然歩道・関東ふれあいの道を利用した歩こう大会を開催しています。今年も、阿見町の霞ヶ浦湖畔およびコスモス街道(国道125号バイパス)を通る、約12kmのコースを設定しましたので、ぜひご参加ください。

- 日時 10月16日(土) ▼受付:午前9時▼開会式:9時30分▼スタート:10時▼解散:午後3時ごろ ※悪天候の場合は中止
- 集合場所 霞ヶ浦平和記念公園(『予科練平和記念館』隣接)
- 参加料 無料
- 持参品 昼食・水筒・雨具・レジャーシートなど
- 募集人数 150人(定員で締切)
- 申込方法 10月7日(木)まで(必着)に、はがき・ファクシミリ・Eメールのいずれかで、住所・氏名・ふりがな・年齢・電話番号を明記のうえ、下記に申し込む ※必ず「ウォークフェスティバル申込」と明記してください
- その他 申し込まれた人は、開催当日に直接会場までお越しください。当日の開催有無はラジオ茨城放送(土浦1458kHz)で午前5時59分と6時29分に放送
- 問い合わせ 〒310-8555 水戸市笠原町978-6 県自然歩道利用促進協議会事務局(県環境政策課内)
☎029-301-2946 FAX029-301-2949 ▼Eメール: sizenhodo18@yahoo.co.jp

まちのできごと

日本のため池百選に『神田池』

農林水産省が選出した『ため池百選』に、飯倉にある神田池が選定されました。

ため池は、農業用水としての機能や生態系保全の役割を果たしてきた一方で、農業者の減少などにより維持管理が難しくなっており、農林水産省ではため池の保全を目的に、全国のため池からため池百選を選定しました。

神田池はかつて仙台・伊達藩のため池（飛び地）で、昔は池の水がこの地域の水田に利用されてきました。谷津の奥をせき止めるように位置し、穏やかな水面は周囲の景色を鏡のように写しています。

県内ではほかに、穴塚大池（土浦市）と砂沼湖（下妻市）が選ばれました。



『神田池を保全する会』会員募集
当会は平成12年に設立され、草刈り作業（水面を覆うヒメガマの刈り取り）や池の調査、周辺の整備などを行っています。現在会員を募集しています。
▼問い合わせ 神田池を保全する会 青山 ☎88910444

遊休農地でとうもろこしの収穫

鈴木地区の遊休農地でとうもろこしの収穫が行われました。

農業委員会からの呼びかけにより農業体験者や子どもたちが集まって収穫し、とれたとうもろこしはその場でゆで、参加したみなさんで、おいしくいただきました。



アウトレットでPR『まい・あみ・マルシェ』

町の観光や物産をPRする『まい・あみ・マルシェ』が、あみプレミアム・アウトレットにて開かれました。アウトレットに訪れた多くのお客さんが足を止め、『予科練の街』のおみやげを見たり、すいかやとうもろこしを買っていかれました。



〈広告欄〉

今、進むべき明日が見えてきた

＜入試説明会＞	10月16日(土)
10:00AMより本校にて	11月20日(土)

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

～もっと勉強が好きになる～

＜入試説明会＞	9月26日(日)
10:00AMより本校にて	10月24日(日)
	11月21日(日)

※電話・ホームページよりお申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

Information お知らせ

役場

☎ 888-1111 (代表)

■自動車・動産差押、インターネット公売の開始

町では、町税・国保税の滞納を減らすため、従来から預金・不動産を中心とした差押を実施していますが、今年度から新たに、自動車・動産の差押をすすめています。差し押さえた財産については、インターネットで公売する予定です。詳しくは広報あみ9月号お知らせ版にて掲載します。

▶ **問い合わせ** 収納課 ☎ 888-1111 (157～159)

■『いばらきねんりんスポーツ大会』町代表選考大会

●グラウンドゴルフ大会

- ▶ **日時** 9月17日(金)午前9時から(受付:8時30分) ▼雨天の場合9月18日(土)へ延期 ※態度決定は午前7時(問い合わせは下記へ)
- ▶ **場所** 総合運動公園陸上競技場
- ▶ **対象** 60歳以上の人
- ▶ **募集人数** 最多人数で144人程度
- ▶ **参加料** 100円
- ▶ **申込方法** 9月13日(月)までに、電話または直接下記に申し込む
- ▶ **問い合わせ** 町シルバークラブ連合会事務局(福祉センターまほろば内) ☎ 887-3969

■『芸術展』作品募集

- **俳句** 兼題『芒(すすき)』および当季雑詠通して3句。9月25日(土)までに、現金書留に投句料1,000円(昼食代を含む)を同封して下記に郵送する
- ▶ **俳句会** ▼日時:10月3日(日)午前10時～午後3時 ▼場所:中央公民館2階学習室C
- **短歌** 未発表の詠草一首をはがきに書いて10月9日(土)までに下記に郵送する
- ▶ **短歌会** ▼日時:10月17日(日)午前10時～午後3時 ▼場所:中央公民館1階多目的室
- **その他** そのほかの部門の作品は広報あみ10月号通常版で募集予定
- **問い合わせ** 〒300-0333 阿見町若栗1886-1 中央公民館 ☎ 888-2526

■いきいきシルバードライブセミナー(無料)

- ▶ **期日** 10月4日(月)
- ▶ **時間** 午前9時30分～11時30分
- ▶ **場所** 県自動車学校土浦校
- ▶ **対象** 普通自動車を運転する、県内に居住する65歳以上の人
- ▶ **申込方法** 電話で下記に申し込む
- ▶ **その他** ▼運転にふさわしい服装でお越しください ▼万が一の事故に備え健康保険証をご持参ください
- ▶ **問い合わせ** 牛久警察署交通課 ☎ 871-0110

■町民活動センターから

●フラワーアレンジメント講座

- ▶ **期日** 9月14日(火)
- ▶ **時間** 午前10時30分～正午

- ▶ **講師** 小林よし子氏
- ▶ **募集人数** 20人(定員で締切)
- ▶ **参加料** 1,500円(花器等含む)
- ▶ **持参品** はさみ
- **これから始めるパソコン『超入門失敗しないパソコンの買い方講座』**
- ▶ **期日** 9月29日(水)
- ▶ **時間** 午前10時～正午
- ▶ **講師** 成田清和氏
- ▶ **募集人数** 20人(定員で締切)
- ▶ **参加料** 各回500円
- ▶ **内容** ▼パソコンで何ができるの ▼何をそろえればいいのか など
- **パソコン学習会**
- ▶ **期日** ①第1・3水曜日(問題解決コースおよび初心者コース) ②第2・4水曜日(テーマ設定コースおよび初心者コース) ③毎週木曜日夜
- ▶ **時間** ①②午前10時～正午 ③午後7時～9時
- ▶ **講師** 成田清和氏
- ▶ **募集人数** ①②各20人 ③10人 ※定員で締切
- ▶ **参加料** 各回500円
- ▶ **持参品** ノートパソコンをお持ちの人はご持参ください
- **パソコンなんでも相談室**
- ▶ **期日** 9月11日(土)
- ▶ **時間** 午後1時30分～3時
- ▶ **講師** いばらきIT普及協議会
- ▶ **募集人数** 10人(定員で締切)
- ▶ **参加料** 500円
- **『阿見おもちゃの病院』開院**
- ▶ **期日** 9月12日(日)
- ▶ **時間** 午後1時～3時
- ▶ **講師** 金子隆氏
- **申込方法** 電話または直接下記に申し込む
- ※場所はすべて町民活動センター
- **問い合わせ** 町民活動センター ☎ 888-2051 (月曜日を除く午前10時～午後9時)

〈広告欄〉

平成23年度 こどもたちは未来

ふたば幼稚園

多くの友だちとの出会い、思いやりのある心、感動する心を育てます。

願書配布 9月1日(水)～

公開保育 9月14日(火) 午前10時30分～11時30分

願書受付 10月1日(金) 午前8時30分～

園児募集のご案内

☆ 幼稚園見学・随時(要予約)・資料請求 ☆ TEL (887) 0055 阿見町岡崎3-2-1




Information お知らせ

役場

☎ 888-1111 (代表)

● おわびと訂正

● 町障害者福祉協議会機関紙『にじ』

『にじ』の25号(5月発行)7ページ上段『会員募集』の対象者にて、『身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方とそのご家族』としましたが、『身体障害者手帳・療育手帳・精神障害のある方とそのご家族』におわびして訂正します。

なお、入会希望の人は、『にじ』7ページに記載されている役員または下記事務局までご連絡ください。

▶ **問い合わせ** 町障害者福祉協議会事務局(町障害福祉課/総合保健福祉会館内) ☎ 888-2943

■ 子ども手当『現況届』の提出はお済ですか？

子ども手当を受給している人は、毎年6月に『現況届』を町に提出しなければなりません。この届を提出しないと受給資格があっても6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください(今年の4・5月に認定請求書または額改定届を提出した人を除く)。まだ提出していない人は、至急提出してください。

▶ **問い合わせ** 児童福祉課 ☎ 888-1111 (167・168)

■ 阿見東部工業団地内町道の通行止めについて

9月上旬から12月15日ごろまで、交差点改良工事のため阿見東部工業団地内の町道の一部を通行止めいたします(下図参照)。道路を利用されている皆さまにはご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



▶ **問い合わせ** 県企業局施設課 ☎ 029-301-4979

■ (社) 阿見町シルバー人材センターから

● **入会説明会開催** 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)

▶ **日時** 9月21日(火)(毎月第3火曜日開催)午前10時から

▶ **場所** (社)阿見町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)

● **『マイホームのミニ営繕』引き受けます** マイホームの床・壁の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の清掃・雑役、庭木のせん定、草刈り、草取り——などを行います。

● **問い合わせ** (社)阿見町シルバー人材センター ☎ 888-2036

■ 都市計画に関する公聴会

阿見吉原東地区における土浦・阿見都市計画用途地域の変更(案)を作成するにあたり、皆さんからのご意見をいただくため、公聴会を開催します。公聴会は、公述申出人がいる場合にのみ開催します。

▶ **期日** 9月28日(火)

▶ **時間** 午前10時30分から

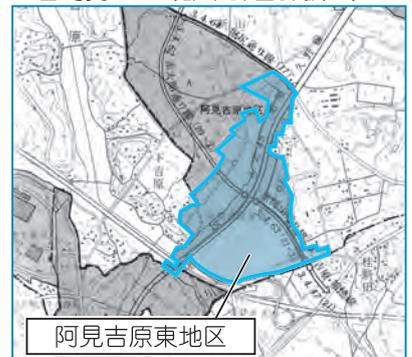
▶ **場所** 中央公民館2階学習室C

▶ **内容** 用途地域の変更▼変更する地区:阿見吉原東地区(下図参照)

▶ **素案の閲覧** 9月13日(月)~21日(火)の間、役場都市計画課窓口にて閲覧できます ※土・日・祝日を除く

▶ **申出方法** 素案の内容に対して、公聴会で意見を述べることを希望する場合、9月13日(月)~21日(火)の間に、公述申出書(都市計画課に備え付け)を郵送または直接下記へ提出してください ※郵送の場合は9月21日(火)必着

▶ **提出先** 〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号阿見町長天田富司男あて(都市計画課扱い)



▶ **問い合わせ** 都市計画課計画係 ☎ 888-1111 (244・246)

〈広告欄〉

《施工例紹介》

太陽光発電とオール電化の
エコ住宅!!

光熱費が
80%程度削減!!

太陽光発電補助金制度
国 10万あたり7万円
県 10万あたり3万円
詳しくはお問合せ下さい

阿見町O様邸
H様邸

建築業知事免許(般-19)第22375号
《注文住宅 店舗 設計・施工》
(株)美都住建

【本社】阿見町実穀 1283-10
TEL.029-842-7196

【阿見営業所】阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2211

抗酸化陶板浴『和』今月OPEN!

健康回復 免疫力向上 美肌 血行促進

陶板浴でアンチエイジング
免疫力や治癒力を高め、
本来の健康体に戻ろうとする効果が!!

★バスタオル
★パジャマ持参で
ご来店ください

陶板浴の入り方
パジャマに着替え、床
の陶板の上にバスタオル
を敷き、その上に横にな
ります。

予約制

茨城県知事免許(3)第5548号

阿見町中央 1-5-32
(有)美都ツ和 TEL.029-891-2200

10月3日(日)は観覧料が無料になります

●観覧料が無料になります

10月3日(日)に行われる、(財)海原会主催「予科練戦没者慰霊祭」にあわせて、観覧料が無料になります。

●入館者が5万人を突破しました !!

開館から156日目の8月3日に、5万人目のお客さまをお迎えしました。稲敷市にお住まいの黒田さん(写真の左側)です。昨年の建設工事から、何ができるのか興味を持っていました。開館後は、足しげくおいいただき、今回で4回目のご来館だそうです。記念のくす玉を割っていただき、記念品として町長から、赤とんぼの模型・ハンドタオル・ネクストラップ・予科練ものがたり・ボールペンなどを進呈されました。これらの品は、記念館の売店でも販売しています。



●阿見中・竹来中の生徒が来館しました

阿見中学校2年生163人(写真右上)、竹来中学校1年生168人(写真右下)が、総合的学習の時間に「地域の歴史」を学ぶために来館しました。中学生にとっては難しい戦争の話ですが、元予科練生の話を聞いた後、メモを取りながら熱心に見学していました。



●ご利用ガイド

休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日休館)

開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

観覧料 大人500円(400円)、小中高生300円(240円)※()内は20人以上

※町内在住の小中学生や障害者手帳をお持ちの人などは、観覧料が無料になります

●問い合わせ 予科練平和記念館 ☎891-3344

ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:9月2日(木)10月7日(木)

午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課☎888-1111(216)

子育て相談 日時:月～金曜日午前9時～午後4時／

場所:中郷保育所内／訪問相談随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／**弁護士**

相談:月1回午後1時～3時30分[毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約]／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

結婚相談 日時:第2・第4土曜日午後1時～4時／

場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分

～午後5時30分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後

1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午

後1時～4時45分／**弁護士相談**:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所☎823-1123

●人口と世帯●

●総人口 47,748人 (+ 18)

●男性 23,618人 (+ 3)

●女性 24,130人 (+ 15)

●世帯数 18,190世帯 (+ 16)



▽8月1日現在▽常住人口ベース▽ ()内は前月比▽総務課調べ

9月の納税等

国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(3期)
納期限 9月30日(木)

10月の納税等

町県民税(3期)
国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)
納期限 11月1日(月)

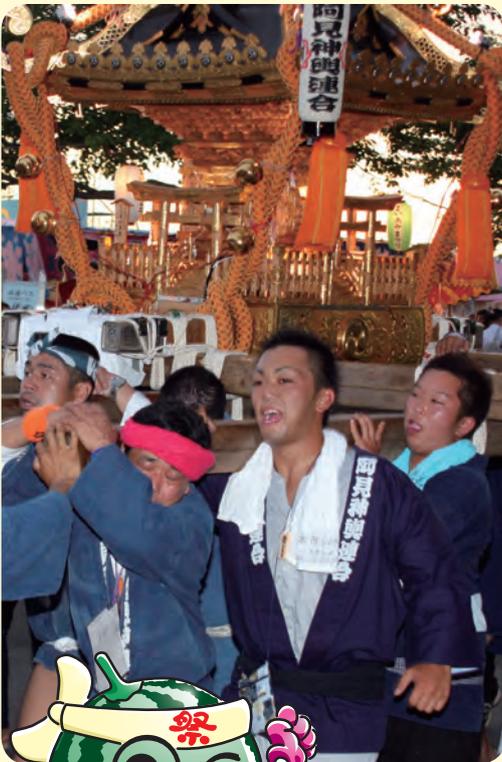
※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 7月(前月比)

消防本部調べ	軽	傷	16人(+ 4)
出場件数 20件(+ 4)	中	傷	3人(- 1)
	重	傷	0人(- 1)
※救急車の適正な利用を お願いします	死	亡	0人(± 0)
	合	計	19人(+ 2)

8月に入っても連日猛暑日になる所があり、各地で厳しい暑さが続いています。この時期は健康管理に十分注意したいものです。▼先日、真夏のイベントである「まい・あみ・まつり2010」が盛大に開催され、こちらも暑い2日間になりました。▼また夏といえ、夏の風物詩ともいえる花火大会も欠かせません。夏の夜空に大輪の花が咲く光景は、いつとき暑さを忘れさせてくれます。(安)

マウスのつ・ぶ・や・き



祭



ご来場ありがとうございました

